

一般社団法人宮崎県トラック協会 無事故事業所表彰規程

(目的)

第 1 条 この規程は、年間200日間にわたり、交通法規と交通マナーを遵守し事業所全体で運転者等への交通安全意識の高揚に貢献した事業所の功績を称え表彰する。

(表彰者)

第 2 条 この規程に定める表彰は、宮崎県トラック協会長（以下「会長」という。）の名により行う。

(表彰の種類)

第 3 条 表彰の種類は、無事故事業所表彰とする。

2 表彰状は、当協会の会員事業所に贈呈する。

(被表彰者の選考基準)

第 4 条 被表彰者は、次の基準により選考するものとする。

(1) 毎年6月15日から12月31日までの200日間において、申請事業所の選任運転者全員が人身事故及び飲酒運転等の重大な違反を犯しておらず、更に、選任運転者の9割以上が交通事故及び道路交通法違反を犯していない事業所であること。

(2) 毎年4月1日から申請の日までの間に、関係法令による行政処分（車両の使用停止、警告、勧告）及び指示（最高速度違反行為、放置行為、過積載運転、過労運転、飲酒運転、無免許運転）を受けていないもの

(被表彰者の推薦)

第 5 条 被表彰者の推薦をしようとする会員は、毎年3月末日までに次の書類を会長に推薦するものとする。

(1) 推薦書（様式1）

(2) 運転記録証明書の写し（表彰対象期間が含まれているもの）

※ 当該事業所選任運転者(対象期間に在籍)全員の提出が必要

(3) 選任運転者名簿（様式2）

(4) その他参考資料 ※提出書類の補足・弁明等の必要がある場合のみ提出が必要

(被表彰者の選考等)

第 6 条 事務局で構成する表彰審査会において、第4条の基準に該当する者を審査の上決定し会長の承認を経て毎年度定時総会にて表彰する。

(表彰の取消し)

第 7 条 被表彰者は、次の事項に該当する場合は、会長の承認を経て表彰を取消す。

(1) 申請の日から表彰日の当日までに社会的重大な事件・事故を起こした場合

(2) 申請の日から表彰日の当日までに人身事故又はその他の事故（自動車事故報告規則に基づく事故）及び関係法令による行政処分（車両の使用停止命令、警告、勧告）又は指示（最高速度違反行為、放置行為、過積載行為、過労運転、飲酒運転、無免許運転）を受けた場合

(細則)

第 8 条 この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

附 則 この規程は、令和2年3月1日から施行する。